三　承継した者が、第一号の外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから三年を経過していること、又は令附則第五項に定める場合に該当することを証する書面
四　承継した者が監督を受けている第一号の外国の当局に提出した直近の事業報告書に類する書面の写し
五　承継した者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、次に掲げる書類
イ　当該不利益処分の内容並びに当該不利益処分を受けた年月日及び理由を証する書面
ロ　当該外国の法令及びその訳文
六　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
七　移行期間特例業務に関する社内規則
八　直近の事業年度における承継した者が運用を行う金銭その他の財産の総額に占める令附則第六項に定める有価証券の価額の割合の推移を記載した書面
九　承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類
イ　法附則第三条の三第三項第一号及び第二号（ニを除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
ロ　役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
ハ　役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
ニ　役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
ホ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
ヘ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
ト　主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面
十　承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類
イ　法附則第三条の三第三項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
ロ　承継した者及び重要な使用人の履歴書
ハ　承継した者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面
ニ　承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該承継した者及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
ホ　承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
ヘ　重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面